

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 5 月 19 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500451号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1600010号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月5日の標準賞与額を2万2,000円、同年12月20日の標準賞与額を2万3,000円、平成16年7月8日の標準賞与額を1万円、同年12月4日及び平成17年7月8日の標準賞与額を1万1,000円、同年12月10日の標準賞与額を4万円に訂正することが必要である。

平成15年7月5日、同年12月20日、平成16年7月8日、同年12月4日、平成17年7月8日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月5日、同年12月20日、平成16年7月8日、同年12月4日、平成17年7月8日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和47年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成15年7月5日
② 平成15年12月20日
③ 平成16年7月8日
④ 平成16年12月4日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月10日

私がA社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑥までについて、賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、各請求期間について標準賞与額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、B市から提出された請求者の平成16年度、平成17年度及び平成18年度(平成15年、平成16年及び平成17年所得分)に係る「市民税・県民税賦課資料について(回答)」(以下「賦課資料」という。)並びにA社から提出された請求者の平成15

年、平成 16 年及び平成 17 年における各月の給与明細書によると、各年度の賦課資料に記載された給与収入額及び社会保険料は、各年の給与明細書に記載された支給総額の合計額及び社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

また、請求者は、請求期間①から⑥までに係る賞与は 2 万円ないし 5 万円程度であった旨陳述しているところ、上記賦課資料の給与収入額と給与明細書の支給総額の年間合計額との各年における差額は、請求者が記憶している賞与額とおおむね一致している。

さらに、同僚から提出された請求期間①から⑥までに係る賞与明細書には、社会保険料控除額の記載があり、当該控除額により各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から⑥までにおいて、A 社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①から⑥までの標準賞与額については、上記の賦課資料、請求者の給与明細書及び同僚の賞与明細書において推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 2 万 2,000 円、請求期間②は 2 万 3,000 円、請求期間③は 1 万円、請求期間④及び⑤は 1 万 1,000 円、請求期間⑥は 4 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 7 月 5 日、同年 12 月 20 日、平成 16 年 7 月 8 日、同年 12 月 4 日、平成 17 年 7 月 8 日及び同年 12 月 10 日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 15 年 7 月 5 日、同年 12 月 20 日、平成 16 年 7 月 8 日、同年 12 月 4 日、平成 17 年 7 月 8 日及び同年 12 月 10 日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500401号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1600009号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月5日の標準賞与額を20万5,000円、同年12月20日の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

平成15年7月5日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月5日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月5日

② 平成15年12月20日

私がA社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②に係る賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、各請求期間について標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、B市から提出された請求者の平成16年度(平成15年所得分)に係る所得・課税証明書及びA社から提出された請求者の平成15年における各月の給与明細書によると、所得・課税証明書に記載された給与収入額及び社会保険料控除額は、給与明細書に記載された支給総額の合計額及び社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る賞与は15万円ないし20万円程度であった旨陳述しているところ、上記所得・課税証明書の給与収入額と給与明細書の支給総額の年間合計額との差額は、請求者が記憶している賞与額とおおむね一致している。

さらに、同僚から提出された請求期間①及び②に係る賞与明細書には、社会保険料控除額の記載があり、当該控除額により各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②において、A社から賞与を支給

され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額については、上記の所得・課税証明書、請求者の給与明細書及び同僚の賞与明細書において推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は20万5,000円、請求期間②は18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月5日及び同年12月20日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年7月5日及び同年12月20日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500442号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1600003号

第1 結論

昭和60年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月から昭和61年3月まで

私が大学を卒業した直後の昭和60年4月頃に、母がA市役所の窓口で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の口座振替が開始された昭和61年4月より前の請求期間の保険料は、母に依頼し、母がB組合C支店(現在は、D組合E支店)で、定期的に納付していたはずである。請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は12か月と短期間である上、請求者は、請求期間後の国民年金被保険者期間に国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者の国民年金被保険者の資格取得に係るオンライン記録の処理日により昭和61年9月頃に払い出されたと考えられることから、請求者の国民年金の加入手続は、同年9月頃に行われたものと推認できるところ、当該時点を基準にすると、請求期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

しかしながら、請求者は、昭和60年4月頃に、母が請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の口座振替が開始された昭和61年4月より前の保険料は、母に依頼し、母が定期的に納付してくれていた旨主張しているが、上述のとおり、請求者の国民年金の加入手続は、昭和61年9月頃に行われたものと推認でき、オンライン記録により、同年9月から昭和62年1月までの保険料を昭和61年12月17日に、同年4月から同年8月までの保険料を昭和62年1月20日にそれぞれ納付していることが確認できる上、D組合E支店が保管する請求者の国民年金保険料預金口座振替依頼書により、請求者の保険料の口座振替が開始されたのは昭和62年2月からであることが確認できることから、請求者の主張と符合しない。

また、上述のとおり、請求者の国民年金の加入手続が行われたと考えられる昭和61年9月

頃の時点において、請求期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、請求者は、請求期間の保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする母親から当時の状況を聴取することが困難であることから、請求期間の保険料納付の具体的な状況は不明であり、過年度納付をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500459号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1600004号

第1 結論

昭和45年9月から昭和47年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年9月から昭和47年3月まで

私の母が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたので、未納と記録されていることに納得できない。調査の上、請求期間について、保険料納付記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、請求者の母が請求者の国民年金保険料を納付したと主張しているが、請求者の母は既に死亡しており、請求者は保険料納付に直接関与していなかったことから、請求期間に係る保険料納付の具体的な状況は不明である。

また、請求者が請求期間当時に居住していたA市における請求者に係る国民年金被保険者名簿には、「48.3.27手帳発行」の記載があることから、請求者の国民年金の加入手続は、同時期に行われたと推認でき、当該加入手続時点では、請求期間のうち、昭和45年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索の結果、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、請求期間において請求者の住所に変更はないことから、同一市区町村で異なる手帳記号番号が払い出されたとは考え難く、請求者も、自身が現在所持している手帳記号番号と別の手帳記号番号が記載された年金手帳を所持したことはない旨陳述している。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500303号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1600008号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年2月1日から昭和54年4月1日まで

A社で勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録が無い。私は、同社に係る社会保険関係手続を行っており、昭和37年2月1日付けで自身の被保険者資格を喪失させる手続及び昭和38年7月31日付けで同社を適用事業所でなくする手続をしたことではなく、また、昭和55年までは、自身を「B」ではなく「C」と名乗っており、その名前で被保険者資格を取得したにもかかわらず、現在の国の記録では「B」と記録されていることから、同社の記録は、同年以降に、社会保険事務所(当時)において改ざんされたことは明らかである。当時の資料は所持していないが、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社で被保険者記録が確認できる複数の同僚の陳述から判断すると、時期は特定できないが、請求者は、請求期間の一部において、同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和38年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている、同日以後において、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、A社の事業主及び請求者が請求期間において同社の事業主であったとする者については、オンラインシステムによる氏名検索により所在を特定することができないことから、請求期間について、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び適用事業所名簿並びにA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業所別被保険者名簿において、請求者が主張する改ざん等の不合理な訂正処理が行われた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が、請求期間当時において顧客であったとする者及び上記複数の同僚の一人は、A社は後にD社となった旨陳述しており、D社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者は、事業主として記載されているところ、Cの名（昭和54年7月にBに氏名訂正）で被保険者記録が昭和40年1月7日から昭和54年4月1日までの期間について確認できることから、D社で被保険者記録が確認できる者に照会したところ、回答があつた複数の者は、請求者はD社で勤務していた旨陳述している。

なお、請求者は、D社の記録については、昭和55年以降に社会保険事務所が勝手に作成したものであると主張しているが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、適用事業所名簿及び同社に係る事業所別被保険者名簿において、同年以降に作成されたなどの不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500415号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1600007号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和55年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年8月1日から同年12月26日まで

私は、請求期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録がない。社会保険完備であることを確認して入社した記憶があるので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映して訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する平成16年分給与所得の源泉徴収票及び給与振込が確認できる預金通帳並びにA社の事業主の回答及び同僚の陳述により、請求者は、おおむね請求期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記給与所得の源泉徴収票によると、社会保険料等の金額欄の額は、摘要欄に記載されているA社の前の勤務先に係る社会保険料額と一致しており、同社において厚生年金保険料が控除されていたか確認できない上、同社の事業主は、請求期間当時の資料は保管しておらず、請求者の給与から保険料を控除したか分からないと回答している。

また、請求期間に厚生年金保険の被保険者資格が確認できる上記同僚を含めた複数の同僚は、A社においては、試用期間が3か月又はそれ以上あり、試用期間経過後に厚生年金保険に加入了と回答しているところ、オンライン記録によると、当該複数の同僚は、自身の記憶する入社日から3か月ないし7か月経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、雇用保険の加入状況について、複数の同僚は、いずれも雇用保険に加入していることが確認できるが、請求者については、雇用保険の加入記録が確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。